

第5回ペットボトルリサイクルの 在り方検討会

(報告事項)

平成30年度PETボトル市町村からの申込状況等

平成30年1月12日(金)

(公財)日本容器包装リサイクル協会

1. 平成30年度 指定法人ルートPETボトルの状況 ①

(1)引渡申込量、件数

	平成30年度	平成29年度	前年比
市町村引渡調査量	197,944 トン	197,013 トン	100.5 %
市町村引渡申込量	201,558 トン	197,394 トン	102.1 %

	平成30年度	平成29年度	前年比
申込市町村数	1,210	1,212	-2
保管施設数	877	880	-3

- ・引渡調査時に申込ゼロだったが、本申込があった市町村 4箇所 約300トン
- ・併用市町村で協会申込量が前年比150%以上であった市町村の増量分
4箇所 約2,700トン

1. 平成30年度 指定法人ルートPETボトルの状況 ②

(2)再商品化事業者登録状況

	平成30年度	平成29年度	前年比
事業者数 (うち、新規)	46 (0)	52 (2)	-6
施設数 (うち、新規)	51 (0)	58 (3)	-7
再商品化能力	412,476 トン	423,580 トン	97.4%

1. 平成30年度 指定法人ルートPETボトルの状況 ③

(3)入札対象量と再商品化能力

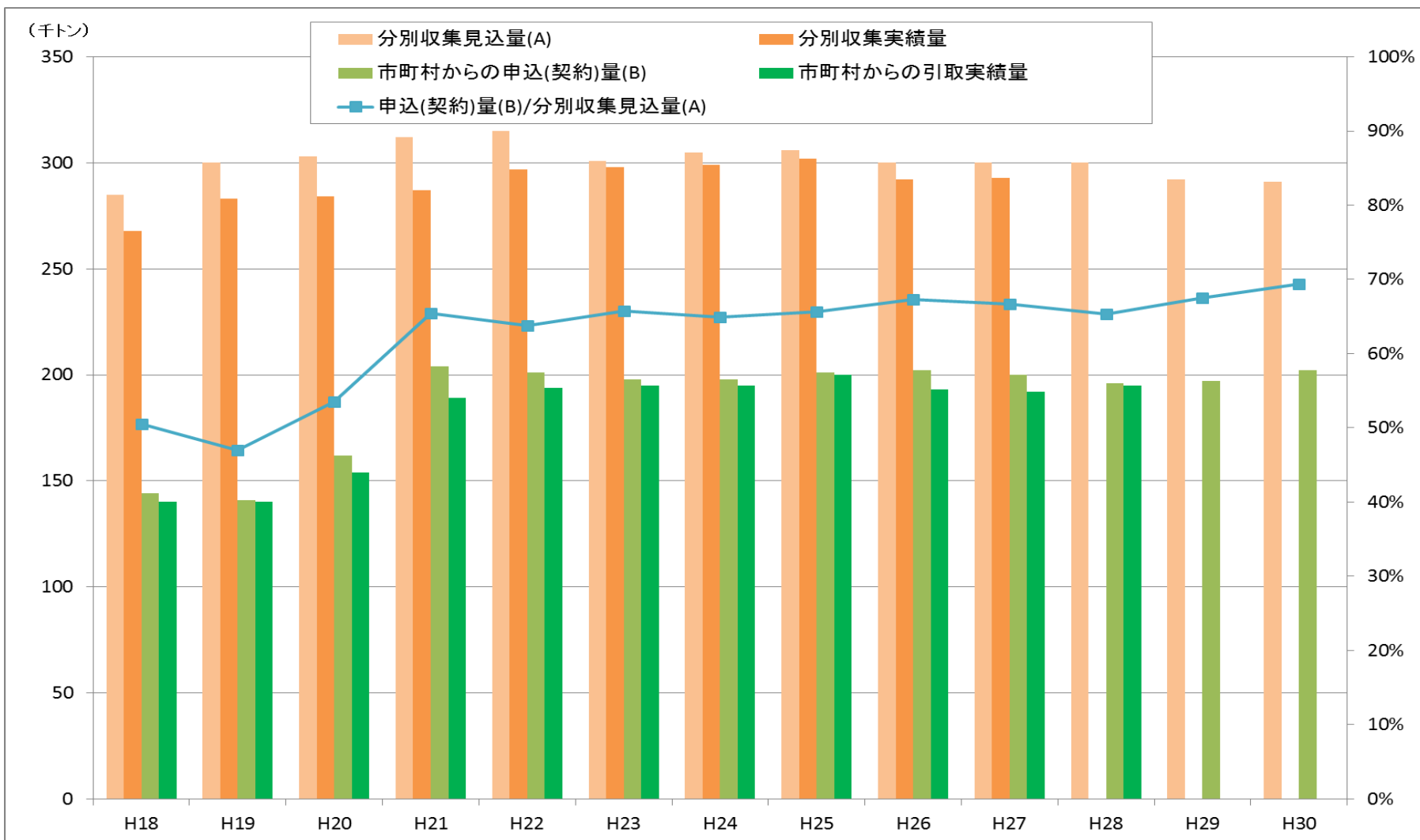
年度	期	入札対象量 *1)	再商品化能力 *2)
H30年度	上期	111,175 トン	226,862 トン
	下期	90,383 トン	185,614 トン
	年間	201,558 トン	412,476 トン

*1)市町村申込量は年間申込み量の上期55.2%、下期44.8%。

*2)再商品化能力の412,476トンを上期は55%、下期は45%で表示(暫定)

3)落札可能量は、原則として上期は55%、下期は45%で按分するが、各社個別の事情に応じて年間能力(半期は年間能力の50%)を超えない範囲で変更可能とする。

2. PETボトルの分別収集計画量と 指定法人申込量の推移



3. 中国の固体廃棄物輸入規制の最新状況①

➤2017年8月10日 (公告 2017年 第39号)

輸入廃棄物管理目録に関する公告

(環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、質検総局の連名による公告)

- 固体廃棄物汚染環境防治法、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、固体廃棄物輸入管理法、その他関連法規に基づき、輸入禁止固体廃棄物目録等を修正する。
- 具体的には4類24種の固体廃棄物を、「**禁止**进口固体废物目录」(輸入**禁止**固体廃棄物目録)に追加する。その中でPETボトルに関連する項目として、下記の内容が追加された。

種別	税関商品番号	廃棄物の名称
生活由来廃プラスチック	3915901000	PETのスクラップ及び切れ端、PETボトル(方形包装)ゴミは含まない
		PETボトル(方形包装)ゴミ

- 本公告は2017年12月31日より執行するものとする。

3. 中国の固体廃棄物輸入規制の最新状況②

- 2017年12月15日 (環境保護部 国環規土壤[2017]6号)
「**限制**进口类可用作原料的固体废物 环境保护管理规定」的公告
(原料に使用することができる固体廃棄物輸入に関する環境保護管理規定)
- 輸入**制限**された固体廃棄物目録に適用される (**工業来源废塑料/工業由来**)
 - 申請できる企業の適格条件、申請、審査、監督管理の具体的内容
 - 環境保護部技術センターの技術審査の結果により、環境保護部(国)が承認し、企業所在地の環境保護部から輸入許可証が発行される
- 2018年輸入許可承認状況 ~12月26日(第1陣)、12月29日(第2陣)~
- 第1陣では廃プラ関係として、8社9,335トンが許可されたが、PETボトルは含まれていない。昨年度の同時期の許可実績は355社2,856,114トンであった。
 - 第2陣として廃プラ関係の4社4,453トンが許可されたが、これにもPETボトルは含まれていない。

3. 中国の固体廃棄物輸入規制の最新状況③

日本からのPETくずの輸出実績の推移

(統計番号:391590110 ポリエチレンテレフタレート「フレーク状のもの」のみ)

